

## もみじ公園集会所運営細則

### 第1条(目的)

この細則は梅美台4丁目・5丁目・6丁目の自治会会員(以下会員という)の共有施設であるもみじ公園集会所(以下集会所という)の、管理運営規則第11条に定める集会所管理運営及び、利用に必要な具体的取り扱い事項を定めることを目的とする。

### 第2条(管理運営)

平成29年11月1日付けで行政と締結した、もみじ公園集会所使用貸借契約書(以下覚書という)のもと、各自治会傘下に管理運営委員会(以下運営委員会という)を設けて、具体的管理運営に当たる。

### 第3条(管理運営費)

集会所の管理運営費は、各自治会よりの拠出金、集会所利用料、又は寄付金、その他の収入をもって充てる。

- 2、各自治会からの拠出金額は、初期費用として年額8万円を各々拠出し、2年目以降については、集会所運営収支状況の推移により、運営委員会で審議し各自治会役員会に稟議し決定する。
- 3、運営費には軽微な施設補修、備品の整備補充費用等を含むが、風水害(自然災害を含む)等による大規模の損害や、隣接外部からの衝撃等が原因で発生しうる損害等については、当運営規則施行後の緊急懸案事項として、各自治会役員会並びに運営委員会に於いて集会所単独の損害保険等の設定を含めて、審議決定を行わなければならない、但し火災による損害は、施設所有権者の木津川市が整える補償制度を以ってこれを充てる。
- 4、長期修繕積立金については、運営費以外に、各自治会が年間15万円ずつ負担、別会計にて管理し、経年劣化等にかかる大規模修繕費にあてるものとする。

### 第4条(運営委員会の構成)

運営委員会は以下の役員を置く、又役員の任期は原則1年間とし再任を妨げない。

- 1) 委員長 1名 : 運営委員会を代表し管理責任者として運営委員会を統括する。また利用申込時の空室状況等を確認し一元管理を行う
- 2) 副委員長 2名 : 委員長を補佐し必要な場合に委員長職を代行する
- 3) 会計 1名 : 会計全般を担当し予算案、決算に関する報告書案等を作成する  
(各自治会選出の委員が交互にその任に当たる)
- 4) 会計監査 2名 : 会計監査を担当し、決算報告書等の監査を実施し、その結果の報告を行う(各自治会選出の委員が交互にその任に当たる)
- 5) 鍵管理者 6名 : 各自治会長3名及び運営委員がその任にあたるが、自治会により別途鍵管理者を選任することも可)

- 2、規則第2条より選出された委員は、運営委員会の互選で各役員を選任し、各自治会役員会の承認を得ること。

### 第5条(運営委員会の処理事項)

運営委員会は以下の各号に掲げる集会所管理運営に関する事項を処理する。

- 1) 集会所設立目的に適う管理運営規則、関係細則、各種様式等を適宜整備する事項
- 2) 管理運営体制を固め、具体的な管理運営委員会務を推進し、制度の定着化を図る事項
- 3) 利用受付、及び許可(承認)に関する事項

- 4) 利用料の徴収、及び維持管理の適切な執行に関する事項
- 5) 集会所の建物、備品などの定期的な点検、及びこれらの修復、補充に関する事項
- 6) 集会所の周囲、室内の美化保持、及び清掃などに関する事項
- 7) 自治会会員からの利用団体登録の申込や利用申込を調整する事項
- 8) 前各号のほか、集会所の適切な維持管理全般に関する事項

#### 第6条(運営委員会の役員会)

運営委員会の役員会は3ヶ月に1回の定例会を開催する、その他必要に応じ随時に委員長が召集する。

- 2、役員の過半数の発議があれば、委員長は速やかに役員会を招集せねばならない。
- 3、議決はできる限り全会一致(コンセンサス方式)とするが、議論を尽くして尚決しない場合は出席者の過半数にて決する、同数時は議長(議長不在時は委員長)が決める。

#### 第7条(重要案件の承認)

集会所運営に当たり、初期予算、期末決算報告書或は管理運営費等の、多大な変更を要する重要案件については、各自治会の総会、又はこれに準じ然るべき会議を経て承認となる、万一各自治会または、どこかの自治会の同意が得られなかった場合は、これら関係三者による、拡大役員会を開催し調停するものとする。

- 2、拡大役員会は委員長が各自治会長宛に招集要請を行い、各々の自治会役員を招集する。拡大委員会の議長は出席役員中より選出し、議案提案は委員長が行い、議決は出席者の過半数で決し、同数時は議長裁定にて決す。

#### 第8条(利用目的・用途)

主な利用目的・用途は概ね以下の通りとする。

- 1) 木津川市及び類した公官庁が、自治会住民の便宜供与を目的に行う各種の啓発活動、説明会等に使うこと
- 2) 各自治会並びに、集会所運営委員会が行う総会、役員会及びこれに類した、地域の横断的な市公認団体等の集会や各種事業活動に使うこと
- 3) 各自治会会員(子供会を含む)及び委員会に登録した、自治会会員のサークル団体の各種活動の場を提供すること
- 4) 各自治会以外の、他自治会や自治会設立の為の団体に対し、便宜供与すること
- 5) 運営委員会の許可条件を満たしている、各自治会以外の各種団体へ便宜供与すること

#### 第9条(利用申込みと諸手続き)

集会所を利用する場合は、利用申込書に必要事項を記入し委員長に提出する。利用許可連絡を受けた後、利用料金を支払い承認書兼利用料金受領書・鍵・及び利用後に提出する点検表兼利用報告書を受取ること

- 2、利用申込みは、使用日3ヶ月前から受け付ける。また利用申込書は遅くとも10日前までに提出するものとする。
- 3、利用後は速やかに鍵と、点検表兼利用報告書を添えて鍵管理者に返還すること。

## 第10条(利用料金)

集会所の利用料金は、次の通りとする。

(単位:円/4時間)

	多目的ホール		和室又は調理室	
	自治会会員	非会員	自治会会員	非会員
午前9時～午後5時	1000	3000	500	1500
午後5時～午後9時	1500	4500	600	1800

- 1) 利用料金は 多目的ホールと調理室&和室は別料金とする(上記利用料金表を参照)  
多目的ホールをパーティションで区切り、別々のグループが同時に使用する場合は、各々半額を徴収する。  
空調設備を使用する場合はコイントイマーによる1時間100円の使用料が発生する
- 2) 調理室は会議室を兼ねる。
- 3) 利用料金は、4時間単位の使用料とし、金額は時間帯により上記料金表による。
- 4) 木津川市、類した官公庁、公共組織(学校等)地域長が自治会員への便利供与目的で利用の場合は、原則利用料金を免除する。
- 5) 自治会役員会や自治会関係の集会・会議及び自治会傘下の子供会についても利用料金は免除する。
- 6) 非自治会員については、非会員料金を徴収する。会員が申込者であっても、半数以上が非会員の場合は、非会員料金とする。
- 7) その他止むを得ない理由で、近隣自治会等に集会所利用を認める場合の、利用料金は非会員の欄を適用する
- 8) 多目的ホールは原則として飲食禁止とする。

## 第11条(利用料の返還)

利用料は申込みの時点で発生し、納付された利用料は原則として返還しないものとする  
但し次の各号の一つに該当する場合は、その全額又は一部を返還することができる。

- 1) 利用者の責めによらない事由により利用することが出来なくなった場合
- 2) 規則第7条の2項により、委員長が必要と認める会議等止むを得ない行事が重複した場合
- 3) 利用前日までに、利用許可の取消しの申し出を受け、委員長が相当の事由があると認めた場合

## 第12条(定期清掃の実施)

集会所の定期清掃・点検は各自治会の持ち回りにより、毎月2回実施するものとする。

- 2、集会所の大掃除は各自治会役員において年1回実施するものとし、実施日・実施内容等の具体的な実施方法は、委員会で決定する。
- 3、各自治会員有志の、ボランティア清掃活動については、この限りでない。

## 第13条(細則の改廃)

この細則は運営委員会の決議により、改正又は廃止することができる、但し改廃に当たっては各自治会役員会の承認を得ること。

## (附 則)

- ① この細則は、各自治会の役員会の承認を以って2017年11月1日より施行する。